

一般社団法人メディカル・フェムテック・コンソーシアム定款

令和2年 9月11日 認証
令和2年11月 6日 改正
令和3年 6月17日 改正

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人メディカル・フェムテック・コンソーシアムと称する。

第2条（事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第3条（目的）

当法人は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) フェムテック（女性及びそのパートナーのウェルネス・セクシャルウェルネスを解決するために開発された、テクノロジーを使用するソフトウェア、診断キットその他の製品及びサービスをいう。以下同じ。）を、科学的根拠に基づき医療と親和させることにより、フェムテックに係る各種製品及びサービスが、医療制度及び薬事制度における正当な評価を受けられるようにすること
- (2) (1)を通じて、フェムテックに係る各種製品及びサービスを、国民の間に普及させること
- (3) その他フェムテックの振興のために必要な事業を行うこと

第4条（事業内容）

当法人は、前条の目的を達するため、以下の事業を行う。

- (1) フェムテックに関する調査及び研究
- (2) フェムテックに関する情報の、医療関係者等への周知
- (3) フェムテックに係る各種製品及びサービスの開発に対する助言その他の支援
- (4) フェムテックに係る各種製品及びサービスの科学的な評価のあり方の検討、評価基準の策定及び評価の実施
- (5) フェムテックに関する、国、地方公共団体、医療関係団体その他の団体に対する提言
- (6) フェムテックの普及のための市民への啓発
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条（公告）

当法人の公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

第6条（会員の種別等）

- 1 当法人の会員は、以下の種別による。
 - (1) 正会員 フェムテックに関する知識若しくは経験を有する医師、歯科医師、研究者、医療に関する資格を有する者又はフェムテックに関する事業を行う者等であって、当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
 - (2) 賛助会員 フェムテックを利用するユーザー、その家族、その他当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、当法人の会員としての入会及び資格を有することを認めないものとする。
 - (1) 事業者等及びその責任者など実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められるもの。なお、反社会的勢力には、暴力団等でなくなった日から5年を経過していない者を含むものとする。
 - (2) 反社会的勢力を利用していると認められるもの
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるもの
 - (4) 反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - (5) 連鎖販売取引（いわゆるMLM、マルチ商法、ネットワークビジネス）及びこれらに類する業態で営業を行うもの
 - (6) 無限連鎖講（いわゆるねずみ講）へ勧誘、または紹介するもの
 - (7) 人の不安・不幸・射幸心につけ込んで商品等を販売するもの
 - (8) 違法とされる営業方法で商品等を販売するもの
 - (9) 科学的な根拠が乏しい商品等を販売するもの

第7条（入会）

正会員、賛助会員として入会しようとする者は、別に定める手続きに従って、理事長に申請し、理事会の承認を得るものとする。

第8条（会費）

- 1 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。

- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員（当該会員を除く。）の同意があったとき。

第10条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第11条（退会）

会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第12条（除名）

- 1 会員が、当法人の定款その他の規則に違反し、当法人の名誉を棄損し、当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務を果たさなかったことその他の正当な理由があるときは、一般社団・財団法人法第49条第2項1号に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。
- 2 会員を除名する場合は、社員総会において、正会員の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。この場合、その会員に対し、除名の決議を行う社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 前項の規定により会員を除名したときは、その会員に対し書面をもって通知し、かつ全会員に対して当該会員を除名したことを周知しなければならない。

第13条（社員名簿）

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

第3章 社員総会

第14条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第15条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第16条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合は臨時社員総会を開催する。

第17条（招集）

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第18条（議長）

- 1 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、副理事長が総会の議長を務める。

第19条（議決権）

社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第20条（決議）

- 1 社員総会の決議は、総正会員の議決権の5分の1を有する正会員が出席又は第4項の方法により表決し（ただし、理事長（第18条第2項に該当するときは副理事長）及び2名以上の正会員の出席を要する）、出席又は表決した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 当法人の解散
 - (5) 残余財産の帰属
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

第21条（書面等による議決権の行使）

- 1 社員総会に出席又は前条第4項の方法による表決ができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は社員総会で表決したものとみなす。

第22条（議決の省略）

理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

第23条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会が開催された日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 出席した理事及び監事の氏名
 - (4) 議長の氏名
 - (5) その他法令に規定する事項
- 2 議事録は、議長が作成し、議長及び議長が議事録署名人として出席した正会員の中から指名する者2名が、これに署名し又は押印しなければならない。

第24条（会員への通知）

社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第4章 役員

第25条（役員）

- 1 当法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事が複数名いる場合においては、理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

第26条（役員を選任）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

第27条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、6箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第28条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第29条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第30条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第31条（役員報酬）

理事及び監事は、無報酬とする。

第32条（役員損害賠償責任とその免除）

- 1 役員は、その任務を怠ったときは、一般社団・財団法人法第111条第1項の規定に従い、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社員総会の決議によって、その全部又は一部を免除することができる。

第5章 理事会

第33条（構成）

- 1 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、議決権は有しない。

第34条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

第35条（招集）

理事会は、理事長（理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長。次条から第38条までにおいて同じ。）が招集する。

第36条（議長）

理事会の議長は、理事長とする。

第37条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席又は第3項の方法で表決し（ただし、理事長及び1名の監事の出席を要する。）、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

第38条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録は、議長が作成し、出席した理事長及び監事が、これに署名し又は記名押印しなければならない。

第39条（理事会規則）

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決定する理事会規則で定める。

第6章 評議員及び評議員会

第40条（評議員会）

- 1 当法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会の構成員は、社員の中から互選により選出する。
- 3 評議員会は、当法人の業務執行に関し、理事会に意見を提出することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、評議員会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 基金

第41条（基金の拠出等）

- 1 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要

な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 会 計

第42条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

第43条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

第44条（暫定予算）

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条（事業報告及び決算）

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を当該定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については当該定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 当法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

第46条（会計帳簿等の備置き及び閲覧等）

- 1 当法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備え置かなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。
 - (1) 定款
 - (2) 役員及び会員の名簿
 - (3) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
 - (4) 会計帳簿及びその関連資料
 - (5) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
 - (6) 前号の監査報告書

(7) その他法令で定める書類及び帳簿

- 2 前項に定める書類のうち、定款並びに役員及び会員の名簿は、常に最新の状態に更新して、主たる事務所に備え置くものとする。また、理事会の議事に関する書類は理事会の日から、社員総会の議事に関する書類は社員総会の日から、会計帳簿及びその関連資料は会計帳簿の閉鎖の日から、事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属書類はその作成日から、それぞれ10年間、監査報告書は定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に保存するものとする。
- 3 第1項各号の書類及び帳簿の閲覧又は謄写については、法令の規定によるものとする。

第47条（剰余金）

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第48条（残余財産の処分）

当法人が清算をする場合に有する残余財産は、社員総会の決議によって、当法人と類似の事業を目的とする非営利団体又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。